

IV.

風景づくりの推進体制

第 10 章 風景づくりの推進体制

- 1 . 風景づくりの推進体制 10-2
 - (1) 世田谷風景づくり委員会
 - (2) 建設行為等に対する指導・誘導
 - (3) 風景づくりの普及・啓発
 - (4) 新たな施策の検討
 - (5) 関連機関との調整・連携
 - (6) 庁内調整・連携
 - (7) 景観法に基づく仕組みの活用

1. 風景づくりの推進体制

本計画で示した風景づくりの内容などについて、以下に示す推進体制のもと、進捗状況などを評価・検証しながら、風景づくりを推進していきます。

(1) 世田谷区風景づくり委員会

風景づくりに関する重要事項を調査審議する機関として、区民及び学識経験者にて構成する世田谷区風景づくり委員会を設置しています。風景づくり計画の策定・変更に関することをはじめ、以下の内容について、風景づくり委員会の調査や審議を得ながら進めていきます。

<主な審議事項>

- ・風景づくり計画の策定・変更に関すること
- ・風景づくりの推進に功績があったと認める者への表彰に関すること
- ・建設行為等の届出の勧告・変更命令に関すること
- ・住民等による風景づくり計画の策定等の提案（景観法 11 条）に関すること
- ・景観重要建造物の指定・現状変更の規制・原状回復命令・指定の解除に関わること
- ・景観重要樹木の指定・現状変更の規制・原状回復命令・指定の解除に関わること…など

(2) 建設行為等に対する指導・誘導

1) 事前協議制度

届出が必要となる一定規模以上の建設行為等については、風景づくり計画に基づき良好な風景形成に寄与する計画となるよう、届出に先立ち、計画内容について区と事前協議・調整を行います。

2) せたがや風景デザイナーの活用

建設行為等に関する技術的指導・助言を効果的に行うための専門家「せたがや風景デザイナー（以下、「デザイナー」という。）」を活用し、届出が必要となる一定規模以上の建設行為等については、風景づくり計画との整合を図ることを目的に、事業者・デザイナー・区の3者による「事前調整会議」を開催し、専門的知識や現場感覚をとりいれながら事前協議を効果的に進めます。

また、公共施設整備や屋外広告物調整、大規模開発などによる街づくりなど、風景づくりに関連する事項についても、積極的にデザイナーを活用し、良好な風景づくりを進めます。

(3) 風景づくりの普及・啓発

第9章で示した風景づくりの普及・啓発の考え方にに基づき、区民・事業者・区が連携し、風景づくりの質を高めるよう、事業や施策を計画的に進めます。

(4) 新たな施策の検討

1) 屋外広告物のガイドラインの策定・運用

第7章「屋外広告物の表示に関する基本事項」を基に、屋外広告物を本計画の趣旨に沿った内容に誘導するため、「(仮称) 風景づくりのガイドライン ～屋外広告物編～」を風景づくり委員会において調査審議するとともに、区民意見を反映して策定し、効果的な運用を目指します。

2) 公共施設風景づくり指針(ガイドライン編)の策定・運用

第8章「公共施設における風景づくり」を基に、公共施設が風景づくりを先導する役割を果たすため、公共施設整備における風景づくりの配慮事項を「公共施設風景づくり指針(ガイドライン編)」として、風景づくり委員会において調査審議するとともに、区民意見を反映して策定し、効果的な運用を目指します。

(5) 関連機関との調整・連携

1) 国及び地方公共団体等に対する要請

国や他の地方公共団体などが区内に公共施設を整備する際は、公共施設風景づくり指針その他風景づくり計画に定める事項に整合する計画となるよう、要請します。

2) 国及び地方公共団体等との連携

道路や河川整備に関わる眺望の保全など、行政の境界を超えて一体的な風景の形成を調整する必要がある際は、都や隣接区市との連携を図り、役割分担などの調整をしながら風景づくりを進めます。

3) その他関連機関との連携

風景づくりに関わる機関と積極的に連携し、風景づくりを推進していきます。

(6) 庁内調整・連携

風景づくりは、街づくり、公共施設整備、区民活動など、幅広い分野に関わることから、良好な風景づくりを推進するにあたっては、庁内の関係所管との連携が大切です。横断的な情報共有や施策との連携・調整を図ることにより、より効果的な風景づくりを進めます。

(7) 景観法に基づく仕組みの活用

風景づくりをより実効性のあるものとするために、本計画に加え、景観法に基づく仕組みの活用を検討していきます。

- ・ 景観地区
- ・ 景観協定
- ・ 景観整備機構 など